

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 三田市 (都道府県: 兵庫県)
 本事業の担当部局名 総合政策部未来戦略室若者のまちづくり課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	令和6年4月1日	~	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 5 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	8,400,000				円
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 市は、男女(25~39歳)ともに全国平均よりも未婚率が高い。特に女性の未婚率は県下2番目に高い状況で、合計特殊出生率も県下2番目に低い状況である。(国勢調査、厚生労働省統計)また婚姻件数も近年急減していることが課題である。 これまで、市では、三田市商工会が主催する婚活パーティーに補助金を支出するなど地域での未婚者の出会いを側面から支援してきた。この婚活パーティーは安心して信頼できる出会いの場と理解いただけ、10回実施した中で、実際に成婚された方もおり、イベントでのマッチング数も高い成果があった一方で、イベント後の成婚までの把握、継続的な支援不足という課題が浮き彫りになった。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 令和6年度は、「さんだ結婚応援プロジェクト」と題し、第1ステップの出会い前の準備期間から、第2ステップの出会いにおいて、結婚を希望する方への相談対応や出会いに関するイベントを実施する他、第3ステップの交際から結婚までの交際期間において、互いの価値観をすり合わせる機会を持つイベント等を実施する。また第4ステップの成婚後として、結婚新生活支援制度において新婚生活のスタートアップ費用を補助し、各ステップごとに支援することで、結婚を望む人が幸せな未来を築けるよう、総合的な支援体制を整えていく。</p> <p><本個別事業の位置付け> 婚姻や出産に踏み切れない理由として、本市アンケートにおいても経済的理由が大きいため、結婚新生活にかかるコストの一部を支援することで、経済的不安を軽減し、婚姻を促進することにより少子化対策を強化する。また、若者の市内への定住を促進する一環としても実施する。</p>				
個別事業の内容	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	【補助上限額】				
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
【対象費目】					
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
			<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
				<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】					
継続補助規定の有無 有					
【その他独自要件】					
※(注)3 対象者に三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(性的マイノリティパートナーシップ宣誓制度)に基づくパートナーシップ宣誓をした者を含める					

2. 申請見込	
①新規世帯見込	20 世帯
上記のうち	ともに29歳以下 20 世帯
	その他 0 世帯
②継続世帯見込	0 世帯

【世帯数積算根拠】

令和5年度申請状況から、20世帯とする

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	18 世帯
～12月(実績)	9 世帯
1月～3月(見込)	9 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	20 世帯 × 420,000 円 = 8,400,000 円	下記のとおり積算	
(その他)	0 世帯 × 300,000 円 = 0 円	R5年度支給実績をもとに、1世帯あたりの補助額を420千円(600千円×0.7)と見込む	
	(継続補助)		

3. 広報の実施予定

市広報、市移住定住ポータルサイト掲載、婚姻届時にチラシ配布、関係団体への周知

KPI項目	単位	目標値	現状値		
				少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	0～4歳児童数 (第2期三田市まち・ひと・しごと創生総合戦略)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.13 (R2国勢調査)		
	婚姻件数	件	290 (R5兵庫県「市区町別主要統計指標」)		
	婚姻率		2.65 (R5兵庫県「市区町別主要統計指標」)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	KPI項目	単位	目標値	現状値
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	55	—
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	—
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	結婚新生活支援事業の都道府県主導型市町村連携コースの実施について、県が実施する出会いサポートセンター出張相談会と市のイベントを合同で開催することにより連携していく。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	広報において、市内の不動産事業者や関係機関等の民間事業者と連携し、事業の周知に努める。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。